

月報私学

8
2009
VOL.140

日本私立学校振興・共済事業団広報



学生の笑顔があふれるキャンパス
写真提供：学校法人 村崎学園(徳島県徳島市)

CONTENTS

- リレー連載 寄付金戦略を考える 第6回 ドナー・ドリブン型寄付募集に向けて…………… 2
- 平成21年度 私立大学等経常費補助金の配分方法等の主な変更点…………… 4
- 平成21年度 学術研究振興資金贈呈式…………… 8
- 特定健康診査・特定保健指導 ― 平成20年度の実施状況と21年度の実施に向けて― …… 9
- 人間ドックの利用費用補助……………10
- 私学事業団の直営宿泊施設……………11
- みんなのしがきょうさい 私学共済制度の基礎知識⑤……………12
- INFORMATION……………14
- 宿泊施設のご案内／融資事業のご案内……………16

リレー連載

寄付金戦略を考える

第六回 ドナー・ドリブン型寄付募集に向けて

—寄付者の寄付動機を把握する—

東京大学大学総合教育研究センター共同研究員／

野村證券法人企画部主任研究員 片山 英治

1 米国における寄付の四つの社会通念

寄付募集戦略は様々な要素からなるが、その最終的な成否を左右するのはあくまで「人」である。米国では、寄付に關して次の四つの社会通念が知られている。

■人は人に寄付をする (People give to people)

■人は友人に寄付をする (People give to peers)

■人はニーズよりもビジョンに寄付をする (People give to vision rather than to need)

■寄付者が寄付をするかどうかを決める (Donors decide)

これらの社会通念は、募集を行ううえで大学側のニーズを重視するアプローチ（ニーズ・ドリブン）よりも寄付者のニーズを重視するアプローチ（ドナー・ドリブン）が重要であることを示唆している。

仮に四つの社会通念がわが国にもあてはまるとするならば、寄付（候補）者が大学に対してどのような関心・思いを抱いているかを把握することは極めて重要な作業となる。しかし、各大学の募金関係者との意見交換を通じて、わが国の寄付文化の未熟さを指摘する声が多い割にこうした地道な作業が必ずしも行われて

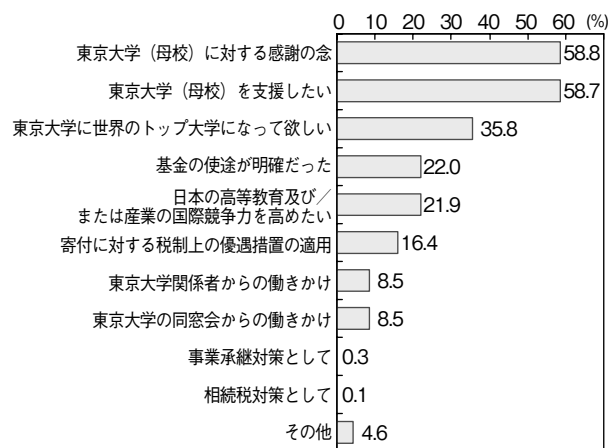
いないという課題が明らかになった。

このような状況に鑑み、東京大学大学総合教育研究センターは、東京大学渉外本部の協力を得て、東京大学基金に寄付された個人と法人を対象に寄付動機等に関するアンケート調査を実施した（表1）。以下では、調査結果のうち寄付の動機と経験、今後の支援の意思を中心に紹介する。

表1 東京大学基金向け寄付アンケート調査の概要

個人調査	法人調査
(1)実施時期：2008年10月	(1)実施時期：2008年10月
(2)送付／回収：送付4,104名、回答1,568名（回収率38.2%）	(2)送付／回収：送付297法人、回答138法人（回収率46.5%）
(3)回答者の属性	(3)回答法人の属性
①年齢：70歳代 30.3% 60歳代 23.7% 80歳代 17.7%	①産業：サービス業 16% 化学工業 11% 建設業 10%
②性別：男性82%、女性7%	②企業規模： 資本金100億円以上 60.1% 従業員数1,000人以上 65%
③寄付累計額：30～99万円 26.6% 1～4万円 24.7% 5～9万円 18.7%	③寄付累計額： 1,000～4,999万円 22.5%

表2 東京大学基金への寄付の動機（個人、複数回答）



2 個人の寄付動機に関する調査結果

(1) 個人の寄付動機

東京大学基金に寄付した個人に対し寄付の動機をたずねたところ、「東京大学（母校）に対する感謝の念」（五八・八%）と「東京大学（母校）を支援したい」（五八・七%）という「感謝」と「支援」の二つがもっとも多く、以下「東京大学に世界のトップ大学になって欲しい」（三五・八%）、「基金の使途が明確だった」（二二・〇%）、「日本の高等教育及び／または産業の国際競争力を高めたい」（二二・九%）の順であった（複数回答可、表2）。

「感謝」の具体的な中身（複数回答可）は、「素晴らしい教育を受けることができた」（五二・九%）、「友人から学ぶことができた」（五〇・二%）、「教育環境が整っていた」（四四・四%）と教育関連である

ことが伺え、「東京大学卒業という肩書き」（三二・九%）、「卒業生のネットワーク」（一九・七%）等の回答を上回った。

また、「支援」の対象に関しては、「研究」（七二・〇%）と「教育」（六六・三%）の二つが国際的活動（二九・四%）やキャンパス環境の整備（二七・〇%）、情報発信や社会連携活動（一六・四%）といったその他の回答よりも圧倒的に多かった（複数回答可）。

なお、寄付を決める際に留意した点（複数回答可）をたずねたところ、「寄付金額」（四九・三%）との回答がもっとも多かった。

(2) 寄付の経験

過去の東京大学への寄付の回数（今回を除く）をたずねたところ、「0回」が四九・九%と全体の半数を占めた。今回の東京大学基金への寄付が初めての経験だった寄付者が多いことが伺える。

ところが、他の大学や団体等の寄付の経験をたずねると「ある」との回答が七〇・六%に達した。具体的な対象先は、「ユニセフ」（三九・五%）、「日本の他大学」（二二・八%）、「その他」（二二・五%）、「NPO法人」（二二・二%）の順に多かった（複数回答可）。「その他」として多く挙げたのが、学会や協会、公益事業、出身小・中・高等学校であった。

(3) 今後の支援の意思

今後の東京大学に対する寄付の意思に關しては、「寄付を考えても良い」と「条件が整えば寄付を考えても良い」がそれぞれ四二・八%、四二・一%とほぼ同じ割合で並び、「寄付を考えない」は一〇・五%にとどまった（無回答四・六%）。「条

件が整えば寄付を考えても良い」を選んだ回答者が挙げた「条件」としては、「東京大学の教育研究の充実」(二二・八%)、「使途の明確化」(一五・九%)、「寄付の優遇税制の拡充」(一四・八%)、「東京大学からの頻繁かつ詳細な情報提供」(八・三%)であった。「その他」(六・五%)としてもっとも多くあげられた条件は、経済状況であった。

3 法人の寄付動機に関する調査結果

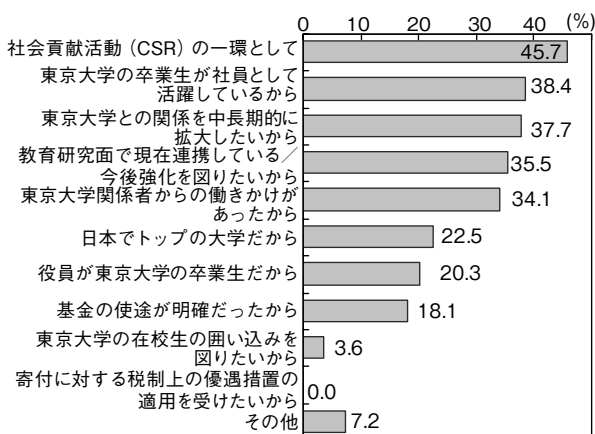
(1) 法人の寄付動機

一方、法人に対し東京大学基金への寄付の動機をたずねたところ、「社会貢献活動(CSR)の一環として」(四五・七%)がもっとも多く、以下「東京大学の卒業生が社員として活躍しているから」(三八・四%)、「東京大学との関係を中長期的に拡大したいから」(三七・七%)、「教育研究面で現在連携している／今後強化を図りたいから」(三五・五%)、「東京大学関係者からの働きかけがあったから」(三四・一%)の順であった(複数回答可、表3)。

東京大学基金向けの寄付金額を決めた経緯をたずねたところ、「社内の寄付・社会貢献に関する方針(ポリシー)や内規に基づき決定」(四五・七%)がもっとも多く、以下「大学関係者による寄付要請額を考慮した」(二九・〇%)、「他大学向け寄付額とのバランスを考慮した」(二六・一%)、「実績と今後の見込を考慮した」(二二・七%)の順であった(複数回答可)。

社内の寄付・社会貢献に関する方針(ポ

表3 東京大学基金への寄付の動機(法人、複数回答)



リシー)に含まれる具体的な要素としては(複数回答可)、「当該大学の卒業生である従業員数」が五二・七%と過半数を超えたほか、「共同・委託研究等の実績」(四六・〇%)、「社会経済への影響度合い」(三三・三%)、「取引実績」(二〇・六%)、「教育研究に関するランキング」(一九・〇%)との回答が得られたことから、各社が有する寄付・社会貢献に関する方針(ポリシー)には複数の基準が含まれていることが伺われる。

(2) 寄付の経験

回答法人に対してこれまでの寄付回数(今回の東京大学基金を除く)をたずねたところ、「0回」が全体の三四・八%と三分の一を占め、次いで「三回以上」(三〇・四%)、「一回」(二三・〇%)であった。他の大学や団体に対する寄付をたずね

ると、「日本の他大学」が四二・〇%と多く、以下「地域コミュニティ」(二二・五%)、「NPO法人」(一五・九%)、「外国の大学」(九・四%)となっている(複数回答可)。外国の大学に寄付した理由としては、「共同研究」が多くあげられている。

(3) 今後の支援の意思

今後の東京大学に対する寄付を通じた支援の意思をたずねたところ、「条件が整えば寄付を考えても良い」が全体の七三・九%と多数を占め、「寄付を考えても良い」法人は一・六%、「寄付を考慮しない」法人は八・七%であった(無回答五・八%)。「条件が整えば寄付を考えても良い」を選んだ回答法人があげた「条件」としては、「使途の明確化」(四三・一%)と「教育研究の充実」(四〇・二%)、「東京大学の現状と将来の方向性に関する頻繁かつ詳細な情報提供」(三二・四%)、「寄付の優遇税制の充実」(二九・六%)がそれぞれあげられた(複数回答可)。また、「その他」にも三二・四%の回答があり、その内容の中心は法人の事業に直結する等の「メリットの明確さ」と「法人の業績」であった。

4 ドナー・ドリブン型募集に向けて

最後に、これまで紹介してきたアンケート調査の結果を手がかりに、ドナー・ドリブン型の寄付募集に向けた取り組みについて簡単に考察してみたい。

東京大学に対する寄付の動機は、個人において母校に対する感謝と支援、法人において社会貢献活動(CSR)や人材

供給、事業面の提携等と異なっているものの、教育研究の充実に加えて大学による情報提供や使途の明確化を求めている点で共通している。本調査結果の一般化には慎重な検討が必要であるものの、他の調査や文献等とあわせて勘案するとコミュニケーションを通じたステークホルダーズに対する説明責任や透明性の確保がドナー・ドリブン型の寄付募集の必要条件と言えそうである。また、本稿で紹介した寄付(候補)者を対象としたアンケート調査等は、ステークホルダーズと大学の中長期的な関係の構築・深化を図る上で有用であろう。

なお、日米の大学における説明責任と透明性を踏まえた寄付募集の取り組み例については、平成十九〜二十年度文部科学省先導的・大学改革推進委託事業「大学の資金調達・運用に関わる学内ルール・学内体制等の在り方に関する調査研究」報告書を参照されたい(報告書は、東京大学大学総合教育研究センターホームページ(<http://www.he-u-tokyo.ac.jp/>)よりダウンロードすることができま

◆片山 英治(かたやま えいじ)

一九九〇年京都大学経済学部卒業。東京大学大学総合教育研究センター共同研究員。野村證券法人企画部主任研究員。

今月の🔑(編集部より)

「寄付者の寄付動機の把握」

ドナー・ドリブン型寄付の要件は、大学による情報提供や使途の明確化といった説明責任にあるようです。

平成二十一年度 私立大学等経常費補助金の 配分方法等の主な変更点

平成二十一年度私立大学等経常費補助金の算定にあたり、配分方法等の一部を見直すこととしています。
主な変更点は次のとおりです。

I 一般補助

1. 学部等にかかる不交付となる定員超過率

● 入学定員に対する入学者数の割合（医歯学部以外の学部等）

一・四〇倍以上→一・三七倍以上

【参考】

入学定員に対する入学者数の割合

一・三〇倍以上

ただし、二十二年までの経過措置

二十年度 一・四〇倍以上

二十一年度 一・三七倍以上

二十二年 一・三四倍以上

※ 平成十九年七月十三日付け事務連絡を参照してください。

※ 医歯学部の入学定員に対する入学

者数の割合（一・一倍以上）、及び私立大学等の収容定員に対する在籍学生数の割合（一・五〇倍以上）については変更ありません。

2. 定員割れ学部等の減額措置の強化

調整係数表のA区分のうち、定員割れ学部等に対する減額措置をさらに強化します。この措置については、二十三年度まで漸次強化する予定です（6頁表1）。

二十一年度 最大三〇％減
二十二年 最大三九％減
二十三年 最大五〇％減

※ 平成二十一年三月十九日付け事務連絡を参照してください。

3. 私立大学等経常費補助金取扱要領

別記2-2（在籍学生数の収容定員に対する割合が五〇％以下の学部等に関する取扱いについて）の改正

収容定員充足率五〇％以下の学部等については、補助金は原則不交付となります。

すが、取扱要領別記2-2に掲げる一定の要件を満たす場合に限り補助金を交付することができるとしています。

このうち「Ⅲ 次の〔A〕、〔B〕両方

の要件にすべて該当するもの」としている要件を変更し、①定員割れ解消に向けた計画について学校法人として意思決定がなされている、②学校全体の収容定員充足率が五〇％以上、の二点の要件のうちどちらかを満たす場合には補助金を交付することができるとします。なお、夜間部等及び災害等の特殊事情についての取り扱いは変更ありません。

4. 私立大学等経常費補助金取扱要領

別記3-2（学生募集が停止されている学部・学科の取扱いについて）の改正

学生募集を停止している学部等については、補助金は原則不交付になりますが、取扱要領別記3-2に掲げる一定の要件を満たす場合に限り補助金を交付することができるとしています。

今回の改正では、社会ニーズにあった学部等への転換や学生ニーズにあった定員規模への変更など、大学等における柔軟かつ機動的な対応を支援していく観点から、既設学部・学科の定員増に伴い募集を停止した学部・学科についても補助

対象とします。

5. 内定取り消し等を受けた学生への対応

昨年来の経済情勢の悪化に伴い、内定取り消しにより留年を選択した学生が在学する大学等については、補助金の申請の状況を考慮しつつ、補助金算定上、不利な取り扱いとならないような措置を講じます。具体的にはこうした学生を含めることにより、定員が超過するような場合に調整係数表のA区分の算出基礎に算入しない等、必要な措置を講じる予定です。

6. 調整係数表等の表記変更

一般補助の補助金額算定にあたって、教育条件や財政状況を反映したメリハリの効いた配分を行っていることをより明確にするため、「調整係数表」、「A区分、B区分、C区分」、情報公開や給与指数等の「補正」等の表記を変更します。また、「自己点検・評価の実施状況」による補正を算定から除くこととします（特別補助の「大学教育の質向上への一体的な取組支援」において取り組みを支援します）。

※ 表記変更に伴う補助金の算定方法については変更ありません。

Ⅱ 特別補助

1. 配分割合の見直し

大学等の多様な機能と個性・特色を活かした教育研究をより推進していく観点から「1. 各大学等の特色を活かせるきめ細かな支援」にかかる申請ゾーン（ABC）において「併有するゾーン」にかかる配分割合を変更します。

八〇%→七〇%

※「最も比重を置くゾーン」にかかる配分割合（一〇〇%）については変更ありません。

2. 申請ゾーンの見直し（7頁表2）

「1. 各大学等の特色を活かせるきめ細かな支援」内のメニュー及び補助項目の見直しにあわせて、補助項目ごとに定めた申請ゾーン（ABC）の見直しを行います。

3. メニュー項目の見直し（表2）

●大学等の質保証メニュー【新規】

中央教育審議会答申「学士課程教育の構築に向けて（平成20年12月）」を踏まえ、学士課程教育の質の向上に向けた各大学等の取り組みを支援する観点から「1. 各大学等の特色を活かせるきめ細かな支援」の中に「大学等の質保証メニュー」を創設します。

●地域活性化貢献支援メニュー【新規】

地域社会のニーズに応える人材養成や、地域の知の拠点として産学連携等に積極的に取り組んでいる大学等を支援するため、「1. 各大学等の特色を活かせるきめ細かな支援」の中に「地域活性化貢献支援メニュー」を創設します。

●大学等の国際化推進メニュー【新規】

二十年七月に取りまとめられた「留学生30万人計画」をはじめ、大学等の国際化を推進する観点から、「1. 各大学等の特色を活かせるきめ細かな支援」の中に「大学等の国際化推進メニュー」を創設します。

4. 補助項目の見直し（表2）

●大学教育の質向上への一体的な取組支援【新規】

明確な教学経営の方針の下、大学教育の質向上への取り組みを実施する大学等を支援する「大学教育の質向上への一体的な取組支援」を「大学等の質保証メニュー」の中に創設しました。

この項目では、「大学教育充実の取組」「教育力向上のための組織的研修等」「教

育改善に活かせる評価の実施」の三点について、学生数または専任教員等数に単価を乗じ、さらに取組数を乗じて補助金額を算定します。

※十九年度、二十年度に「教育・学習方法等改善支援」で採択され、優先採択権が残っている課題については、当該項目で引き続き補助を行う予定です。なお、継続分についても申請書類の提出が必要となります。

●地域社会のニーズに応える人材養成支援【新規】

地域社会で活躍が期待される様々な人材養成を行う大学等を支援するとともに、地域の関連団体や行政、産業界等と連携し地域貢献に向けた取組等を実施する大学等を支援する「地域社会のニーズに応える人材養成」を「地域活性化貢献支援メニュー」の中に創設します。

この項目では、特定分野の基本的な人材養成に対する支援に加え、地元企業への就職者数に応じた地域加算や、地域貢献へのインセンティブ付与の取組状況に応じた加算など、地域活性化への取り組みに対して重点的に配分することとしています。

●総合的な地域活性化事業支援

【内容変更】
地域社会の教育研究・文化の向上、発

展に貢献し、積極的に地域社会を活性化していく大学等を支援する項目を整理・統合し、「総合的な地域活性化事業支援」とし、「地域活性化貢献支援メニュー」の中に移行します。

算定にあたっては、経費の二分の一あるいは対象人数のキザミ表で算定していたところを、それぞれの算定基礎数に単価を乗じて補助金額を算定する方法に変更します。

※十九年度、二十年度に「新規学習ニーズ対応プログラム支援」で採択され、優先採択権が残っている課題については、当該項目で引き続き補助を行う予定です。なお、継続分についても申請書類の提出が必要となります。

●世界を舞台に活躍する人材養成支援

【内容変更】

優秀な留学生・外国人数員を引きつけ、語学力や国際感覚を身につけた人材を育成する組織的取り組みを支援する項目を整理・統合し、「世界を舞台に活躍する人材養成支援」とし、「大学等の国際化推進メニュー」の中に移行します。

この項目では、海外からの受入れ（留学生、外国人数員）、海外派遣（学生、教員）の四項目に区分して、対象人数に単価を乗じて基本的な補助金額を算定し、さら

に国際化に向けた取り組みに応じて加算することとします。

●ICT活用教育研究支援

【内容変更】

「情報通信設備（借入）支援」、「教育
学術情報ネットワーク支援」、「教育学術
コンテンツ支援（教育研究用ソフトウェア、
教育学術情報データベース等の開発）」、「
教育研究情報利用支援」の情報系五項目を「ICT活用教育研究支援」に
統合します。

「情報通信設備の基盤整備及び維持」
「教育研究等ソフトウェア」「教育研究情
報の電子化」の三点について、それぞれ
単価を設定して補助金額を算定すること
とします。

※ ICTとは、Information & Com-
munication Technologyの略で、「情
報を適切に伝達するための技術」を
表します。

●授業料減免事業等学生支援経費

【内容変更】

「2. 新たな学習ニーズ等への対応」
の中にある「授業料減免事業等支援経費」
の対象要件の拡大を図るほか、新たに学
生支援（就職支援等）に取り組む大学等
を支援します。

●未来経営戦略推進経費【内容変更】

「5. 定員割れ解消等の改善に取り組
んでいる大学等に対する支援」の中にあ
る「定員割れ改善促進特別支援経費」の
対象要件を見直し、定員規模の適正化、
他機関の資源の活用などにより経営改善
に取り組む大学等を支援する「未来経営
戦略推進経費」といたします。

※ 十九年度、二十年度に「定員割れ
改善促進特別支援経費」で採択され
た大学等への支援は当該項目で継続
して行います。なお、継続分につい
ても申請書類の提出が必要となりま
す。

各補助項目の対象要件等の詳細につ
きましては、「私立大学等経常費補助金事
務担当者研修会資料」及び今後実施され
る各調査等を「」ご覧ください。

問い合わせ先（私学振興事業本部）

助成部 補助金課

I 一般補助

☎〇三（三三三〇） 七三〇〇～七三〇二

七三〇六～七三〇八

II 特別補助

☎〇三（三三三〇） 七三〇三～七三〇五

七三〇九～七三一

Eメール hojokin@shigaku.go.jp

表1 調整係数の見直しについて

調整係数表(A区分)【平成21年度より「調整係数表」及び「A区分」の表記については変更する予定です】

平成20年度 定員割れ

区 分		増減率 9%	6%	3%	0%	▲2%	▲4%	▲6%	▲9%	▲12%	▲15%	▲19%	▲23%
A	（収容定員に対する） 在籍学生数の割合 （医歯学部を除く）	学 部 等 （医 歯 学 部）	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
	（学部等ごとに算出）	学 部 等 （医 歯 学 部）	—	99～98	97～95	94～91	90～87	86～83	82～79	78～75	74～71	70～65	64～59

平成21年度 定員割れ

区 分		増減率 9%	6%	3%	0%	▲2%	▲4%	▲7%	▲10%	▲13%	▲16%	▲19%	▲22%	▲26%	▲30%
A	（収容定員に対する） 在籍学生数の割合 （医歯学部を除く）	学 部 等 （医 歯 学 部）	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
	（学部等ごとに算出）	学 部 等 （医 歯 学 部）	—	99～98	97～95	94～91	90～87	86～83	82～79	78～75	74～71	70～67	66～63	62～59	58～55

平成22年度 定員割れ

区 分		増減率 9%	6%	3%	0%	▲2%	▲4%	▲7%	▲10%	▲13%	▲17%	▲21%	▲27%	▲33%	▲39%
A	（収容定員に対する） 在籍学生数の割合 （医歯学部を除く）	学 部 等 （医 歯 学 部）	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
	（学部等ごとに算出）	学 部 等 （医 歯 学 部）	—	99～98	97～95	94～91	90～87	86～83	82～79	78～75	74～71	70～67	66～63	62～59	58～55

平成23年度 定員割れ

区 分		増減率 9%	6%	3%	0%	▲2%	▲4%	▲8%	▲12%	▲16%	▲22%	▲28%	▲34%	▲42%	▲50%
A	（収容定員に対する） 在籍学生数の割合 （医歯学部を除く）	学 部 等 （医 歯 学 部）	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
	（学部等ごとに算出）	学 部 等 （医 歯 学 部）	—	99～98	97～95	94～91	90～87	86～83	82～79	78～75	74～71	70～67	66～63	62～59	58～55

注1. 大学院大学の研究科は、「学部等(医歯学部を除く)」の区分を適用する。
2. 計算上生じる端数は、すべて切り捨てるものとする。

表2 特別補助の項目変更

【平成20年度】

補 助 項 目			
1. 各大学等の特色を活かせるきめ細かな支援	Aゾーン	Bゾーン	Cゾーン
○知の拠点としての地域貢献支援メニュー群			
1 地域の知の拠点活性化支援			
2 地域における社会貢献事業支援			
3 地域教育コンソーシアム形成支援			
地域型			
サイバーキャンパス型			
4 地域共同研究支援			
5 大学等施設の開放支援			
○就学機会の多様化推進メニュー群			
1 社会人の入学の推進			
2 編入学の推進			
3 専門高校卒業者の入学の推進			
4 帰国学生の入学の推進			
5 外国人留学生の入学の推進			
6 9月入学の推進【廃止】			
7 障がい者の入学の推進			
○大学院教育研究高度化支援メニュー群			
1 大学院の基盤整備・拠点重点化支援			
教育研究拠点大学院重点経費			
大学院基盤分			
研究支援分			
研究科特別経費			
研究科分			
学生分			
学位論文審査協力分			
外国人研究員等特別招へい経費			
短期			
長期			
夜間大学院等			
2 リサーチ・アシスタント、ポスト・ドクター等支援			
リサーチ・アシスタント、ポスト・ドクター			
研究支援者			
3 ティーチング・アシスタント支援			
○学部教育の高度化・個性化支援メニュー群			
1 教育・学習方法等改善支援			
2 短大・高専の教育組織の高度化支援			
短大・高専の教育組織の高度化（専攻科）支援			
研究支援分（短大・高専分）			
3 単位互換の推進			
4 インターンシップの推進			
5 高大連携の推進			
6 外国大学等との学生の交流支援			
7 夜間部・通信教育等支援			
夜間部・第三部			
通信教育			
8 海外研修派遣支援			
○先端的学術研究推進メニュー群			
1 戦略的研究基盤形成支援事業			
2 研究施設・設備等運営支援			
研究施設			
大型設備等			
3 研究連携コンソーシアム形成支援			
4 教員の流動化促進支援			
教員の異動に伴う教育研究環境整備			
任期付教員による研究の支援			
○高度情報化推進メニュー群			
1 情報通信設備（借入）支援			
2 教育学術情報ネットワーク支援			
3 教育学術コンテンツ支援			
教育研究用ソフトウェア			
教育学術情報データベース等の開発			
4 教育研究情報利用支援			

2. 新たな学習ニーズ等への対応			
1 新規学習ニーズ対応プログラム支援経費			
新規学習ニーズ対応プログラム支援			
教育訓練講座			
公開講座			
科目等履修生			
2 授業料減免事業等支援経費			
授業料減免事業等支援経費			
私立大学奨学事業支援経費			
3. 高等教育機関の質の確保			
多面的評価支援経費			
4. 特定分野の人材養成支援			
1 専門職大学院等支援経費			
特定大学院支援経費			
法科大学院支援経費			
2 看護師・社会福祉士・特別支援学校教員等養成支援経費			
看護師養成			
特別支援学校教員等養成			
社会福祉士等養成			
5. 定員割れ解消等の改善に取り組んでいる大学等に対する支援			
定員割れ改善促進特別支援経費			

【平成21年度】

補 助 項 目			
1. 各大学等の特色を活かせるきめ細かな支援	Aゾーン	Bゾーン	Cゾーン
○大学等の質保証メニュー			
大学教育の質向上への一体的な取組支援			
○学部教育の高度化・個性化支援メニュー			
1 短大・高専の教育組織の高度化支援			
短大・高専の教育組織の高度化（専攻科）支援			
研究支援分（短大・高専分）			
2 単位互換の推進			
3 インターンシップの推進			
4 高大連携の推進			
5 夜間部・通信教育等支援			
夜間部・第三部			
通信教育			
○就学機会の多様化推進メニュー			
1 社会人の入学の推進			
2 編入学の推進			
3 専門高校卒業者の入学の推進			
4 帰国学生の入学の推進			
5 障がい者の入学の推進			
○大学院教育研究高度化支援メニュー			
1 大学院の基盤整備・拠点重点化支援			
教育研究拠点大学院重点経費			
大学院基盤分			
研究支援分			
研究科特別経費			
研究科分			
学生分			
学位論文審査協力分			
夜間大学院等			
2 リサーチ・アシスタント、ポスト・ドクター等支援			
リサーチ・アシスタント、ポスト・ドクター			
研究支援者			
3 ティーチング・アシスタント支援			
○先端的学術研究推進メニュー			
1 研究施設・設備等運営支援			
研究施設			
大型設備等			
2 研究連携コンソーシアム形成支援			
3 教員の流動化促進支援			
教員の異動に伴う教育研究環境整備			
任期付教員による研究の支援			
4 戦略的研究基盤形成支援事業			
○地域活性化貢献支援メニュー			
1 地域社会のニーズに応える人材養成支援			
2 総合的な地域活性化事業支援			
3 地域の知の拠点活性化支援			
4 地域教育コンソーシアム形成支援			
地域型			
サイバーキャンパス型			
5 地域共同研究支援			
○大学等の国際化推進メニュー			
世界を舞台に活躍する人材養成支援			
○高度情報化推進メニュー			
ICT活用教育研究支援			

2. 学生の経済的負担軽減のための支援			
授業料減免事業等支援経費			
授業料減免事業等学生支援経費			
私立大学奨学事業支援経費			
3. 自主的に経営改善に取り組む大学等への支援			
未来経営戦略推進経費			
4. 特定分野の人材養成支援			
専門職大学院等支援経費			
特定大学院支援経費			
法科大学院支援経費			

(注)・補助項目に変更のあるものは、網掛けをしている
・ は、申請ゾーンを変更している



平成二十一年度
学術研究振興資金
贈呈式

— 学術研究振興資金六六件、
若手研究者奨励金二四件に交付 —

「平成二十一年度学術研究振興資金贈呈式」を、二十一年五月二十五日（月）に、私学事業団において開催いたしました。

文部科学省、社団法人日本経済団体連合会から来賓をお招きし、また、「学術研究振興資金」、「若手研究者奨励金」で採択された研究を代表して、人文・社会科学系、理工系、生物系の学術研究分野から各一名、若手研究から一名の計四名の研究者にご出席いただきました。

初めに本事業団理事長鳥居泰彦が、資金の受賞者に対する祝意と、資金の原資である学術研究振興基金へのご協力をいただいている、日本経済団体連合会、日本工業倶楽部、その他経済団体等への謝辞を述べ、「現在では基金保有額は五三億六千万円余となり、今年度までに総額六七億六千万円余が、私立大学等の各研究に交付されている」旨を説明しました。（下表参照）

引き続き、来賓を代表して文部科学省高等教育局河村潤子私学部長から「教育基本法の改正により、大学の基本的な役割として、教育・研究の成果を社会に提供し、社会の発展に寄与すること、私立学校教育については、自主性を尊重しつつ国がその振興に努めることが新たに規定された。また、教育振興基本計画においても、私立学校における教育研究の振興が盛り込まれるとともに、第三期科学技術計画では人材育成が大きな柱となっており、若手研究者や多様な人材の育成が求められている。こうした意味でも個性ある私学の学術研究と、本資金に対する期待は大きい」と挨拶がありました。

その後、片山倫子選考委員長（東京家政大学教授）から選考経過について次のように報告がありました。

一、学術研究振興資金

研究分野ごとに各五名の選考委員が、提出された「研究計画書」について、研究目的、研究計画、研究の獨創性、研究遂行能力、研究費の妥当性の観点から、

総合的な審査を行いました。その審査結果を基に、選考委員会において協議を行い、人文・社会科学系は応募七四件のうち二九件、理工系は三六件のうち一四件、生物系は六五件のうち二三件を採択し、合計六六件の採択となりました。

二、若手研究者奨励金

四名の審査専門委員が、研究目的・内容の着眼点、研究計画・方法の妥当性、研究の獨創性、研究の発展性の観点から審査を行い、選考委員会での協議を経て五三件の応募のうち二八件を採択されました。（採択後に四件の辞退があったため、交付件数は二四件となった。）

最後に、鳥居理事長から四名の代表者に、「資金贈呈書」が授与されました。

なお、採択研究課題については、私学事業団ホームページに掲載しておりますので、ご参照ください。

学術研究振興資金

若手研究者奨励金

http://www.shigaku.go.jp/s_shikin21y.htm

http://www.shigaku.go.jp/s_wakate21y.htm

問い合わせ先（私学振興事業本部）

助成部 寄付金課

☎〇三（三三三〇）七三一六～七三一九

Eメール kifukin@shigaku.go.jp

学術研究振興資金 分野別交付状況

（単位：千円）

年度 研究分野	昭和51～ 平成19年度		20年度		21年度		合計	
	件数	交付額	件数	交付額	件数	交付額	件数	交付額
原子力学	85	487,850	0	0	0	0	85	487,850
医学	640	2,449,780	27	58,700	19	51,800	686	2,560,280
環境科学	55	174,540	1	2,500	2	4,800	58	181,840
理学	222	811,510	6	12,600	4	10,400	232	834,510
工学	312	1,072,910	8	12,200	5	11,300	325	1,096,410
農学	88	235,700	3	3,100	2	4,300	93	243,100
文学	462	621,860	23	16,100	16	15,500	501	653,460
法学	55	92,920	3	2,400	1	1,800	59	97,120
経済学	143	187,380	6	5,300	7	8,700	156	201,380
家政学	78	191,660	4	5,200	3	4,600	85	201,460
体育学	2	10,000	0	0	2	5,900	4	15,900
教育学	140	166,170	8	5,000	5	2,500	153	173,670
小計	2,282	6,502,280	89	123,100	66	121,600	2,437	6,746,980
若手研究者奨励金	-	-	20	6,000	24	7,200	44	13,200
合計	2,282	6,502,280	109	129,100	90	128,800	2,481	6,760,180

特定健康診査・特定保健指導

平成二十年度の実施状況と二十一年度の実施に向けて

■平成二十年度特定健康診査等の実施状況

(1) 加入者の特定健康診査

加入者については、学校法人等から特定健康診査にかかる結果データを提供していただきました。

特定健康診査の対象加入者のうち、八七％となる約二〇万四千人分のデータが提出されました。しかし、不備等が多かったことから、約七万五千人の健診結果データの処理にとどまっています（注）。

(2) 被扶養者及び任意継続加入者の特定健康診査

被扶養者及び任意継続加入者については、本事業団から受診券を配付し、特定健康診査を受けていただきました（費用は本事業団が負担）。

実施者数は、対象者のうち三三％となる約四万人でした（注）。

(3) 特定保健指導

処理システムの機能不備により二十年度内の利用券発行ができなかったことや、地域によっては保健指導機関の数が非常に少なく実施が困難であったことから、やむを得ず見送ることとしました。

（注）現在、健診結果を登録する作業を継続的に行っているため、十一月に国へ報告する実績とは異なります。

■二十一年度の実施に向けた学校法人等へのご協力をお願い

二十一年度は、二十年度の結果を踏まえ、着実な実施を目指します。

受診率を高め、実施率目標を達成するために、学校法人等のさらなるご理解とご協力をお願いします。

(1) 不備データゼロに向けて

加入者の健診結果データについては、実施要領にしたがって、作成・提出してください。実施要領は、六月下旬に対象となる学校法人等へ送付しています。

また、データに不備があると、実施率に反映することができません。不備データがなくなるようご協力ください。

① 健診結果入力フォーマットの活用

私学共済事業ホームページに掲載していますので、活用してください（できるだけ電子媒体で提出ください）。

② 提出データの点検

必須項目の記入もれがないよう点検してください。

参考 二十年度に不備が多かった項目

腹囲・LDLコレステロール・質問票・加入者番号・氏名のフリガナ

※私学共済事業ホームページ（<http://www.shigakukyosai.jp/>）にある「特定健康診査受診結果入力Excelシート（提出用）」を使用する際に、入力データを点検できる機能「特定健診結果データ（簡易版）チェック」をホームページに掲載しました。

データの入力もれや不適格なデータがないかの事前点検に活用してください。

「特定健診結果データ（簡易版）チェック」の操作手順

① 私学共済事業ホームページから「特定健康診査受診結果入力Excelシート（提出用）」をダウンロードし、健診結果データを入力する。

② ホームページの「特定健診結果データ（簡易版）チェック」を開き、①のデータを読み込ませ、実行ボタンを選択し、チェックを開始する。

③ データの入力もれや不適格な入力データ（エラー）があった場合、その箇所及びメッセージが表示される。エラー箇所がない場合は⑤に進む。

④ エラー箇所を修正し、再度②を行う。

⑤ エラー箇所がなければ、提出データ出力のボタンを選択・実行する。とともに健診結果データを磁気媒体に保存し、出力された内訳報告書とともに、本事業団へ郵送する。

なお、XML形式の点検機能は、九月にホームページに掲載する予定です。

(2) 特定健診の実施率向上に向けて

① 加入者の健診データの提出

すべての学校法人等は、学校保健安全法及び労働安全衛生法により定期健康診断の実施が義務付けられています。また、健診結果データの本事業団への提出は、高齢者医療法により義務付けられています。

対象となる学校法人等は、必ず健診結果データを提供してください。

※健診結果データの提出期限は、九月末（十月以降に定期健康診断の結果が出る場合は二十二年一月末が期限）となっていますが、特定保健指導を円滑に行うため、健診終了後は速やかに提出してください。

② 被扶養者への周知・受診勧奨

実施計画に基づく実施率目標を達成するために、被扶養者の受診率を高めることが重要です。受診券を配付する際は、制度の内容について周知し、受診を勧奨くださるようお願いします。

(3) 特定保健指導の実施等に向けて

① 特定保健指導を利用しやすい職場環境の整備にご協力ください。

② 特定保健指導対象者に、特定保健指導を受けていただくよう勧奨してください。また、産業医・保健担当者等による日常的な健康教育の実施をお願いします。

人間ドックの利用費用補助

人間ドックを利用した場合、年度内1回に限り補助金を支給します。

●対象者

人間ドック受診日において、満35歳以上の加入者(任意継続加入者を含む)、被扶養者及び75歳以上で引き続き勤務されている教職員等

●補助対象となる人間ドック

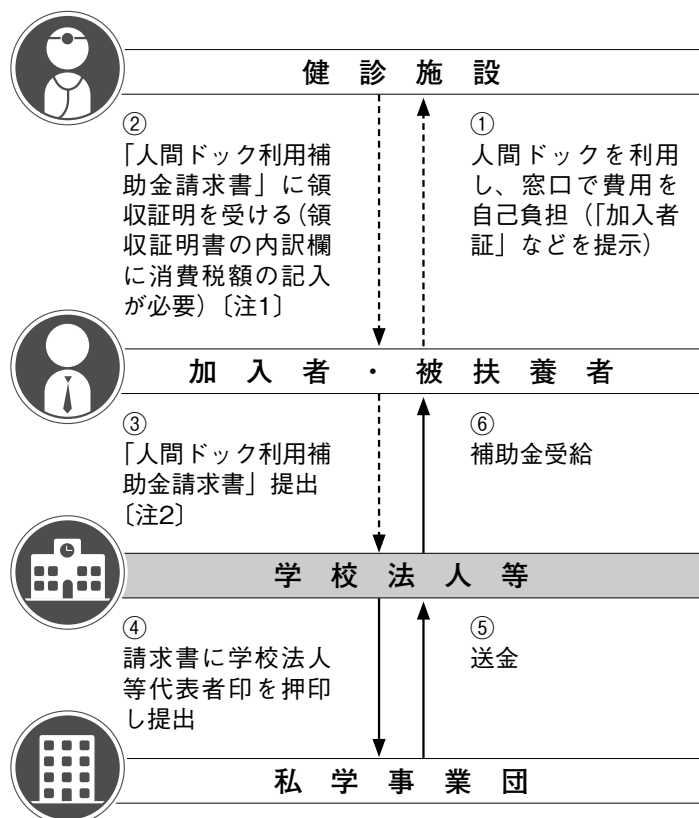
私学事業団で定めた基準検査項目表(右表)の検査をすべて実施した場合にのみ対象となります。検査項目が不足していると補助の対象とならないので、検査項目もれのないようにあらかじめ健診施設に確認のうえ利用してください。

なお、健康診断及び学校法人等が福利厚生の一環として行う健康管理などは、学校法人等に対する補助事業ではないため補助の対象にはなりません。

●補助金

消費税を除く利用料金の60%相当額を補助金として支給します。ただし、補助限度額は3万円となります。

●請求方法



〔注1〕領収証明を受けられない場合は、領収書(原本)を添付。

〔注2〕任意継続加入者は直接私学事業団へ提出。なお、補助金は任意継続申出時の登録口座に振り込むため記入は不要。

基準検査項目表

平成21年4月1日適用

検査項目		区分	日帰りの人間ドック	1泊2日以上 の人間ドック
既往歴の調査及び質問票			○※1	○※1
自覚・他覚病状の検査			○	○
身体計測	身長		○	○
	体重		○	○
	B M I		○	○
	腹囲		○	○
生	血圧		○	○
	標準12誘導心電図		○※2	○※2
	眼底検査		○	○
	眼圧検査		○	○
理	視力検査		○	○
	肺機能検査		○※3	○※3
	胸部X線		○※4	○※4
	胃X線		○※5	○※5
X線他	腹部超音波		○※6	○※6
	総蛋白		○	○
	A / G		○	○
	アルブミン		○	○
生	クレアチニン		○	○
	尿酸		○	○
	総コレステロール		○	○
	HDL-コレステロール		○	○
化	LDL-コレステロール		○	○
	中性脂肪		○	○
	総ビリルビン又は尿ビリルビン		○	○
	G O T		○	○
学	G P T		○	○
	γ - G T P		○	○
	A L - P		○	○
	血糖		○(空腹時)	○(負荷)※7
血液学	H b A 1 c		○	○
	赤血球		○	○
	白血球		○	○
	血小板数		○	○
血清学	M C V		○	○
	M C H		○	○
	M C H C		○	○
	C R P		○	○
尿	血液型(ABO、Rh)		○初回のみ必須	○初回のみ必須
	H B s 抗原		○	○
	蛋白半定量		○	○
	尿潜血		○	○※7
便潜	尿沈渣		○※8	○※8
	比重		○	○
	潜血		○※9	○※9
	病理子宮細胞診		○	○

※1 既往歴の調査及び質問票(特定健康診査における「標準的な質問票」による服薬歴及び喫煙習慣の状況等にかかる22項目の調査)

※2 負荷試験は任意で実施

※3 努力性肺活量1秒量

※4 フィルム大角2枚 2方向

※5 胃X-P 4F8枚以上(分割を含む)

※6 発泡剤、鎮座剤、下剤の使用は任意(胃カメラ可)

※7 検査対象臓器は胆のう・肝臓(脾臓を含む)・脾臓・腎臓とする。ただし、脾臓検出できないときはその旨記載すること

※8 血糖3回、尿糖3回、75gブドウ糖負荷試験を実施。明らかに糖尿病と判明している場合は省略し、「空腹時血糖」及び「尿糖」で可

※9 蛋白、潜血反応が陰性であれば省略可

※10 免疫法で実施。2回法が望ましい

宿泊・婚礼・宴会・会議など多目的にご利用いただける

私学事業団の直営宿泊施設

私学事業団では、加入者の皆様への福利厚生を目的として、全国16か所の宿泊施設を運営しています。

ご旅行やご婚礼といったプライベートな時間や、出張・会議などのビジネスはもちろん、入学試験や入学式(卒業式)、謝恩会などの各種学校行事等、多目的にご利用いただけます。詳しくは、宿泊施設にお問い合わせください。

☎…宿泊 ☑…婚礼 ☒…宴会・会議

札幌ガーデンパレス	☎☑☒
〒060-0001 札幌市中央区北1条西6丁目 ☎011(261)5311 (代表) http://www.hotelgp-sapporo.com	
仙台ガーデンパレス	☎☑☒
〒983-0852 仙台市宮城野区榴岡4-1-5 ☎022(299)6211 (代表) http://www.hotelgp-sendai.com	
東京ガーデンパレス	☎☑☒
〒113-0034 東京都文京区湯島1-7-5 ☎03(3813)6211 (代表) ☎03(3813)6290 (宿泊予約) http://www.hotelgp-tokyo.com	
湯河原「敷島館」	☎☒
〒259-0314 神奈川県足柄下郡湯河原町宮上745 ☎0465(63)3755	
箱根「対岳荘」	☎☒
〒250-0405 神奈川県足柄下郡箱根町大平台312 ☎0460(82)2094	
鎌倉「あじさい荘」	☎☒
〒248-0021 神奈川県鎌倉市坂ノ下25-4 ☎0467(22)3506	
葉山「相洋閣」	☎☒
〒240-0116 神奈川県三浦郡葉山町下山口2040-1 ☎046(875)7300	
名古屋ガーデンパレス	☎☑☒
〒460-0003 名古屋市中区錦3-11-13 ☎052(957)1022 (代表) http://www.hotelgp-nagoya.com	
金沢「兼六荘」	☎☒
〒920-0918 金沢市尾山町6-40 ☎076(232)1239 http://www.kenrokusou.com	

志賀高原「やまゆり荘」	☎
〒381-0401 長野県下高井郡山ノ内町志賀高原蓮池 ☎0269(34)2102	
軽井沢「すずかる荘」	☎
〒389-0111 長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉3607 ☎0267(45)7311	
京都ガーデンパレス	☎☑☒
〒602-0912 京都市上京区烏丸通り下長者町上ル 龍前町605番地 ☎075(411)0111 (代表) http://www.hotelgp-kyoto.com	
大阪ガーデンパレス	☎☑☒
〒532-0004 大阪市淀川区西宮原1-3-35 ☎06(6396)6211 (代表) http://www.hotelgp-osaka.com	
京都「白河院」	☎☒
〒606-8333 京都市左京区岡崎法勝寺町16 ☎075(761)0201	
広島ガーデンパレス	☎☑☒
〒732-0052 広島市東区光町1-15 ☎082(262)1122 (代表) http://www.hotelgp-hiroshima.com	
福岡ガーデンパレス	☎☑☒
〒810-0001 福岡市中央区天神4-8-15 ☎092(713)1112 (代表) http://www.hotelgp-fukuoka.com	

宿泊予約については、直接各施設へお電話していただくか、ガーデンパレスのホームページ又は私学共済事業ホームページ「しがくのやど」からインターネット予約ができます。

しがくのやど (http://www.shigakukyosai.jp/)

年会費
永年無料

私学メンバーズカード好評受付中!

直営宿泊施設の永久利用証にクレジット機能をプラス。メンバーだけの特典です。

- 退職後も生涯利用が可能
- 3ブランドから選べる   
- 海外・国内旅行傷害保険最高5,000万円付
- New 「ぎょうせい」の書籍の購入で10倍ポイント

※詳細はホームページ <http://www.resonacard.co.jp/shigaku/> をご覧ください。

お申し込み対象

■本会員：私学共済制度加入者(任意継続加入者も含む)、年金者 ■家族会員：加入者等の配偶者
※加入者(任継も含む)資格喪失後は、年金者になるまでお申し込みできませんのでご注意ください。

問い合わせ先

りそなカード インフォメーションデスク
私学メンバーズカード事務局

0120-559-197

9:00~17:00 土・日・祝日を除く。
※電話番号を間違えないようお願いします。



●私学共済の年金②

○共済年金のあらまし

退職給付



退職共済年金

- ・退職共済年金には65歳からの本来支給と65歳前からの特別支給があります。

- ・本来支給の退職共済年金は、①私学共済の加入期間(在職中の場合は1年以上)があり、②年金受給資格期間を満たしている、③65歳以上の人に支給されます。

年金額は「給与比例部分+職域部分」の合計額で加給年金額が加算される場合もあります。また在職中は一部を除き原則支給停止となります。

- ・特別支給の退職共済年金は、①私学共済の加入期間が1年以上あり、②年金受給資格期間を満たしている、③昭和36年4月1日以前生まれの人に65歳前から支給されますが、支給開始年齢は生年月日により異なります。

年金額は「給与比例部分+職域部分」の合計ですが、昭和24年4月1日以前生まれの人には65歳までの間、定額部分が加算されます。さらに加給年金額が加算される場合もあります。また、在職中は原則支給停止されます。

※退職給付には、年金のほかに年金受給資格のない人や短期在留の外国人に対する脱退一時金の制度があります。

※外国との社会保障協定

海外の学校、企業等での勤務や、逆に海外から日本の学校、企業に派遣される等の人材交流により、年金制度の重複加入や保険料のかけ捨て等の問題を解消するため、日本と外国との間で社会保障協定が結ばれています。平成21年6月現在、締結国は10か国となっています。

障害給付



障害共済年金

- ・加入者期間中に初診日のある病気やケガにより、障害認定日(原則初診日から1年6か月後)に障害の程度が1～3級に該当するときに障害共済年金が支給され、さらに1～2級に該当するときには国民年金から障害基礎年金が支給されます。
- ・在職中は原則支給停止されます。

※障害給付には、年金のほかに障害一時金があります。

遺族給付



遺族共済年金

加入者や加入者であった人が死亡したときに、遺族に支給されます。遺族の順位は①配偶者・子②父母③孫④祖父母となっており、いずれも加入者や加入者であった人との生計維持関係が必要です。

※「長期給付加入者記録票」及び「確認通知書」は、年金額計算のもとになる大切なものです。加入者が自分の加入期間や標準給与を確認するために送付していますので、必ず加入者にお渡しください。

※年金の各種手続きについては、私学共済事業ホームページをご利用ください。

○年金情報提供サービス

年金サービス①

- ・58歳の在職者には誕生月に加入期間記録と年金見込額をお知らせする「私学ねんきんメール」を送付します。
- ・60歳で私学共済の加入期間が1年以上の在職者には、誕生日の前月に年金請求の手続書類を送付します。

年金サービス②

ID、パスワードの取得によって自分自身の加入期間記録をいつでも確認できます。50歳以上の方は年金見込額も確認できます。

パスワードの取得方法やアクセス方法はホームページをご覧ください。



MEMO

年金制度の一元化について

年金制度の一元化は、以前からその方向性等について論議と検討がなされ、この間JR共済、JT共済、NTT共済及び農林年金が厚生年金に統合されるなどの経過をたどっています。その後、平成18年4月28日に「被用者年金制度の一元化等に関する基本方針について」が閣議決定され、法案が19年4月に国会に提出されましたが、21年7月21日の衆議院解散により廃案となりました。先の閣議決定の内容は、私学共済の長期給付事業に大きな影響を及ぼすものであり、ポイントとなる部分は以下のとおりです。なお、閣議決定の詳細は本誌2006年6月号及び私学共済事業ホームページに掲載しています。

- ①保険料率を厚生年金保険の保険料率に統一すること。
- ②積立金は厚生年金保険の積立金水準に見合う額を仕分けること。
- ③公的年金としての職域部分(3階部分)は平成22年に廃止すること。
- ④私学共済は廃止する現行職域部分に代わる新たな年金を設けることを検討すること。
- ⑤事務組織等は一元化にふさわしい効率的なものとする観点からさらに検討すること。

年金制度の一元化をめぐるのは、各方面からさまざまな考え方や試案が出されています。年金一元化問題については今後の動向に注意しつつ、適切に対応していくことが必要になります。

みんなの

しがくきょうさい

私学共済制度の基礎知識 ⑤

今回は長期給付(年金)の概要などについて説明します。

長期給付は民間企業の厚生年金にあたるもので、加入者が **退職**・**障害**・**死亡** により、
退職共済年金 **障害共済年金** **遺族共済年金** の給付事由が生じたときに支給を行う事業です。

●公的年金制度

- ・公的年金制度は、国民年金、厚生年金、共済年金に分かれており、このうち厚生年金と共済年金は被用者年金(被用者とは、民間企業や官公庁等に雇用され賃金を受けて労働する人のことです)と呼ばれます。
- ・国民年金には職業・性別・収入・国籍にかかわらず、国内に住んでいる20歳以上60歳未満のすべての人が加入します。さらに民間企業のサラリーマンは厚生年金に、公務員などは各共済組合に、私学教職員は私学共済に加入します。
- ・国民年金の被保険者は第1号被保険者、第2号被保険者、第3号被保険者の3つの種別に分かれていますので転職・結婚などによって被保険者の種別が変わったときには届け出が必要になります。

制度・給付	3階			(職域部分)
	2階		厚生年金 (報酬比例部分)	共済年金 (給与比例部分)
	1階	国民年金(基礎年金)		
職業等	自営業者等(第1号被保険者) 被扶養配偶者(第3号被保険者)		民間企業従業員	公務員・私学教職員
			被用者(第2号被保険者)	

mini memo

(20年度末)

長期給付適用校
14,233校

長期給付加入者数
472,032人

年金者数
328,688人

●私学共済の年金①

加入者資格 などについて	・学校に常時勤務し給与を受ける教職員は加入者になります。 ・雇用形態が専任でない人、臨時に使用される人、常時勤務に服しない人は原則として加入者になれませんが、雇用実態が名目にかかわらず常勤と同様の場合や常用的のときにも加入者になります。
	・加入者番号は加入者証に記載の「県コード・学種・学校番号・個人番号」で構成されています。 (加入者番号とは私学共済固有の番号で給付の請求や照会の際に必要になります)
	・学校に在職する加入者が70歳以上になった場合は、長期給付の適用からはずれることとなります。なお、70歳の時点で年金受給資格のない人は引き続き長期給付の加入者になることができます。
	・資格喪失のときは加入者番号や加入期間を記載した「長期給付加入者記録票」を交付しています。年金請求などの際の加入記録の確認にご利用ください。
	・標準給与・標準賞与は掛金のもとになるだけでなく、加入期間とともに年金額算定の基礎になるものです。 ・標準給与は、学校によって給与形態が様々であることから、加入者が受ける給与を私学共済法による一定の給与表にあてはめて、仮定の給与月額を定めるものです。また標準賞与は同一月内に支給された賞与等の額(千円未満切り捨て)となっています。 ・標準給与・標準賞与の決定・改定が行われたときには「確認通知書」で内容を確認してください。
基礎年金番号 について	・公的年金制度に加入すると、社会保険庁が基礎年金番号を付番します。この番号は一生変わりませんので、その後に民間企業や私学に就職・転職されたときには手続き書類に基礎年金番号を記載することになっています。
長期給付掛金 について	・平成21年度の長期掛金は、標準給与の月額×12.230%と標準賞与の額×12.230%となっています。 ・長期掛金は、短期掛金と同様に加入者と学校法人等との折半負担です。
年金受給資格 期間と支給開始 年齢について	・退職共済年金及び老齢基礎年金を受けるためには、私学共済などの公的年金制度の加入期間を合算して25年以上必要です(年金受給資格期間)。この受給資格期間は生年月日などによって短縮の特例が設けられています。 ・退職共済年金と老齢基礎年金の支給開始年齢は原則として65歳からですが、退職共済年金については生年月日などに応じて65歳前(60歳～64歳)から受給できることになっています。
年金の請求 時効について	・年金は給付事由が生じた日から5年以内に請求しないと時効によって受ける権利がなくなります。受給権が生じたときは在職中のときでも速やかに請求してください。



〒113-8441
文京区湯島1-7-5
☎03(3813)5321 (代表)
ご照会の際は、学校番号、加入者番号をお
手元にご用意くださるよう、お願いします。
<http://www.shigakukyosai.jp/>

標準給与基礎届書の提出はお済みですか

平成21年の「標準給与基礎届書」の提出期限は7月10日です。未提出の場合は、至急提出してください。

アイリスプランの募集期間が変更になりました

より多くの方々に加入していただくため、平成22年3月1日加入のアイリスプランの募集開始が早まりました。募集期間は、21年9月24日(木)～12月15日(火)となります。募集資料は、9月18日以降に学校法人等へ送付しますので、加入を希望する方への配付等、ご協力をお願いします。

無効の加入者証回収と返納のお願い

教職員が退職したときや、被扶養者を取り消しになった場合、加入者証に記載されている有効期限内でも加入者証は無効になりますので、必ず回収し、返納理由書を添えて本事業団に返納していただくようお願いします。

標準処理期間をホームページに掲載しました

私学事業団が届け出や請求を受け付けてから処理するまでの標準的な期間(郵送期間を除きます)を私学共済事業ホームページの「事務担当者コーナー」に掲載しました。標準処理期間は、書類に不備がない場合のおよその目安になります。手続きがすべてこの期間内で処理されるものではありませんのでご了承ください。

加入者向広報「レター」9月号等の送付

加入者向広報「レター」9月号、積立貯金のパンフレット及び「ジェネリック医薬品お願いカード」のリーフレットを9月上旬に学校法人等あてに送付します。送付物は7月末現在の加入者数で送付します。部数が不足している場合は、広報班までお申し出ください。

共済事業本部の代表電話がつながりにくい状態になっており、ご迷惑をおかけしております。特に、月曜日や午前中は電話が大変混雑しておりますので、ご了承ください。

平成21年度 都道府県事務委嘱者並びに事務担当者協議会を開催しました

7月9日福岡ガーデンパレスにおいて、文部科学省及び各都道府県私学主管課から出席をいただき、都道府県事務委嘱者並びに事務担当者協議会を開催しました。

【平成21年度議題】

- ・私学事業団(共済事業)の現況について
- ・都道府県補助金について
- ・私学事業団(共済事業)からの業務連絡等について
- ・特定健康診査及び特定保健指導について
- ・被用者年金制度一元化の動向及び共済過去記録の基礎年金番号への統合について
- ・都道府県からの提出議題について

8月の共済業務スケジュール

3日(月)	貸付 送金
6日(木)	貸付 7月分定期償還期限
10日(月)	貯金 払込期限(必着)
14日(金)	貸付 9月2日送金申込・任意償還申出締切
20日(木)	貯金 送金
24日(月)	貸付 送金
25日(火)	貯金 払戻・解約請求締切 積立共済年金 脱退申出等締切
28日(金)	掛金 7月分口座振替(自振校のみ) 貸付 8月分定期償還口座振替(自振校のみ)
31日(月)	掛金 7月分納期限 貸付 9月24日送金申込締切

9月の共済業務スケジュール

2日(水)	貸付 送金
6日(日)	貸付 8月分定期償還期限
10日(木)	貯金 払込期限(必着)
15日(火)	貸付 10月2日送金申込・任意償還申出締切

INFORMATION

「月報私学」に対するご意見・ご要望をお待ちしています

「月報私学」は私学事業団の広報誌として、私学の皆様に役立つ情報を提供したいと考えています。内容の充実を図るため、本誌に対するご意見、ご感想や、今後取り上げてほしい企画などのご要望がありましたら、下記連絡先までお寄せください。今後の編集の参考とさせていただきます。



〒102-8145
東京都千代田区富士見1-10-12
日本私立学校振興・共済事業団 企画室
☎03(3230)7810・7811
Eメール kikaku@shigaku.go.jp

助成業務

〒102-8145
千代田区富士見1-10-12
☎03(3230)1321(代表)
http://www.shigaku.go.jp/s_home.htm

平成20年度版「今日の私学財政」を送付します

平成20年度学校法人基礎調査、学校法人等基礎調査にご協力いただいた該当する部門をお持ちの学校法人等を対象に、平成20年度版「今日の私学財政」(幼稚園・特別支援学校編、専修学校・各種学校編)を8月中旬に送付いたします。

今後の学校経営の中で財務分析や財政運営の参考としてご活用ください。

私学経営情報センター 私学情報室
☎03(3230)7844・7845
Eメール center@shigaku.go.jp

私立大学等経常費補助金の申請等については電子窓口をご利用ください

私立大学等経常費補助金の調査票及び事務連絡等を「電子窓口」に掲載していますので、定期的にご確認ください。

また、提出の際にも事務手続きの簡略化のため「電子窓口」をご利用ください(一部、紙媒体で提出場合があります)。

助成部 補助金課
☎03(3230)7300～7311
Eメール hojokin@shigaku.go.jp

助成業務の貸付金にかかる償還のご案内
(平成21年9月分)

助成業務の貸付金にかかる元金・利息の償還については、契約締結後に送付しました「償還年次表」、及び後日送付します「貸付金返済期日のご案内」を参照のうえ、払込指定期日までに私学事業団指定口座にご入金ください。

払込指定期日を過ぎますと、その翌日から支払日(本事業団の口座に入金された日)までの期間について、遅延損害金が発生しますので、ご注意ください。

償還金の振り込みにあたっては、次の点に留意してください。

- ①「貸付金返済期日のご案内」に同封する「払込依頼書」を使用し、「電信扱い」にしてください。
- ②償還金は、必ず「学校法人単位」で一括してお振り込みください(設置学校ごとに分割しての振り込みは、ご遠慮ください)。

※特に9月は約定償還月にあたります。遺漏のないようお取り計らいください。

融資部 融資課
☎03(3230)7869～7871
Eメール yushi@shigaku.go.jp

宿泊施設のご案内

インターネットで宿泊予約ができます。
<http://www.shigakukyosai.jp/>

紅葉に彩られた志賀高原へ

志賀高原の紅葉は、9月下旬になると渋峠から次第に山を下り、10月上旬には熊の湯、高天ヶ原、一の瀬、10月中旬には標高1,500メートルあたりの蓮池、丸池、潤満滝が紅葉の見ごろを迎えます。

志賀高原ならではの雄大な自然を、思いっきり感じてみませんか。



志賀高原一沼

晩秋・初雪プラン

1泊2食 1名様 **7,560円**

平成21年11月2日～11月20日
(土日・祝日を除きます)

初滑プラン

1泊2食 1名様 **7,560円**

平成21年11月23日～12月18日
(土日・祝日を除きます)

※宿泊予約は、利用月の3か月前の1日から受け付けます。

志賀高原 やまゆり荘

〒381-0401 長野県下高井郡山ノ内町志賀高原蓮池 ☎0269(34)2102
(「長野」駅から志賀高原行き直通バス「蓮池」下車、徒歩5分)

融資事業のご案内

平成21年度融資のお申し込み受け付け中です!

■融資金利表 (平成21年8月1日現在)

融資費目	返済期間		
	20年以内 (うち据置2年)	10年以内 (据置年数含む)	6年以内 (据置年数含む)
校(園)舎、体育館、講堂、 遊戯室等の建築事業等並び に校(園)地の買収事業等 (一般施設費)	1.9	1.3	1.1
寄宿舎、国際交流会館、セ ミナーハウス等の建築事業 並びに当該施設建築のための 土地買収事業等 (特別施設費)	2.0	1.4	—
校教具、通園バス等 ※幼稚園、特別支援学校、 専修学校が対象 (教育環境整備費)	—	—	5年6か月以内 (うち据置6か月) 0.8
大型設備・情報技術整備等 (教育環境整備費)	—	1.3	—

※融資金利は毎月の金利情勢により変更することがあります。
 ※上記費目以外にも災害復旧費、公害対策費等が対象となります。

ご相談はお早目にどうぞ

問い合わせ先
(私学振興事業本部)

校舎、園舎等の施設の建築
(改修も含みます)

校地、園地の購入

機器備品の購入

私学事業団融資は、
長期借入・固定金利・元金据置(最大2年間)・
元金均等返済です。

施設整備に、
「安心で安定感ある」事業団資金を
ご利用ください。

融資のご相談もお待ちしています。

下記までお気軽にどうぞ!

融資部 融資課 ☎03(3230)7862～7867
Eメール yushi@shigaku.go.jp

今月の表紙

学生の笑顔があふれるキャンパス

114年の歴史と伝統があり、9学部25学科を有する徳島文理大学。「サークル活動の阿波踊り」、「薬剤師養成」、「パティシエ養成」、「ピアノレッスン」等、積極的に取り組んでいます。